

令和5年度札幌市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度札幌市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	995,950世帯
(2) 年 間 配 水 量	188,990,000立方メートル
(3) 1 日 平 均 配 水 量	516,400立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設整備事業	
	導水施設整備
	浄水施設整備
	送水施設整備
	配水施設整備
	配水管布設
	62,010メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	46,066,000千円
第1項 営業収益	43,576,000千円
第2項 営業外収益	2,466,000千円
第3項 特別利益	24,000千円

支 出

第1款 水道事業費用	36,825,000千円
第1項 営業費用	35,841,000千円
第2項 営業外費用	889,000千円
第3項 特別損失	75,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引残額	9,241,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,084,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,572,000千円
第1項 企業債	7,000,000千円
第2項 出資金	1,176,270千円
第3項 固定資産売却代金	96,970千円
第4項 補助金	251,958千円
第5項 加入金	746,285千円
第6項 負担金	300,517千円

支 出

第1款 資本的支出	32,656,000千円
第1項 建設改良費	25,547,187千円
第2項 企業債償還金	5,912,543千円
第3項 出資金	1,176,270千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	23,084,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配・給水工事材料購入等	令和6年度	3,093,000千円
庁舎等清掃・管理	令和6年度	172,000千円
量水器修繕	令和6年度	255,000千円
水道施設等維持管理	令和6年度	3,893,000千円
浄水場薬品購入	令和6年度	708,000千円
管理運営等業務	令和6年度	783,000千円
上下水道料金 収納関連業務	令和6年度	31,000千円
庁舎等整備工事	令和6年度	385,000千円
水道施設機器等購入	令和6年度	94,000千円
配水施設整備工事	令和6年度から 令和7年度まで	2,422,000千円
豊平川水道水源 水質保全工事	令和6年度から 令和8年度まで	628,000千円
配水管等布設工事	令和6年度から 令和9年度まで	13,213,000千円
水道メータ一 検針関連業務	令和6年度から 令和11年度まで	7,767,000千円
浄水施設整備工事	令和6年度から 令和12年度まで	31,064,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業費等	7,000,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出) 3,449,879千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,980千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち4,919,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 4,919,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、5,000,000千円と定める。

令和5年(2023年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広